

届出による療養病床又は一般病床の設置が可能な診療所（病床設置届出診療所）の基準

医療法第7条第3項、医療法施行令第3条の3及び医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号の規定により知事が認める診療所（届出による療養病床又は一般病床の設置が可能な診療所）の基準は、以下のとおりとする。

審査基準1

当該診療所が、以下に掲げる区分ごとの適合基準に適合すること。

区 分	適 合 基 準
(1) 医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）の構築のために必要な診療所（医療法施行規則第1条の14第7項第1号関係）	<p>以下のいずれかの機能を有し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所</p> <p>ア 在宅療養支援診療所の機能（訪問診療の実施） 1</p> <p>イ 急変時の入院患者の受入機能（年間6件以上）</p> <p>ウ 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能</p> <p>エ 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能（入院患者の1割以上）</p> <p>オ 当該診療所内において看取りを行う機能</p> <p>カ 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能（年間30件以上）</p> <p>キ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能 2</p> <p>1 アについては、診療報酬上の在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出を行っている診療所（届出予定を含む）等</p> <p>2 イ～キについては、診療報酬上の有床診療所入院基本料1の施設基準に係る届出を行っている診療所（届出予定を含む）等</p>
(2) へき地に設置される診療所（医療法施行規則第1条の14第7項第2号関係）	本県においては該当する地域がないため、基準は設けない。
(3) 小児医療の推進に必要な診療所（医療法施行規則第1条の14第7項第2号関係）	小児科又は小児外科を標榜し、小児の入院医療を行う診療所
(4) 周産期医療の推進に必要な診療所（医療法施行規則第1条の14第7項第2号関係）	産科又は産婦人科を標榜し、分娩を取り扱う診療所
(5) 救急医療の推進に必要な診療所（医療法施行規則第1条の14第7項第2号関係）	救急病院等を定める省令に基づく救急診療所として知事の認定を受け、その旨が告示される診療所（認定・告示予定を含む）

上記(1)から(5)までに該当しないものについては、個別の計画内容を千葉県医療審議会に諮り決定する。

審査基準2

当該診療所の有する構造設備が、医療法（昭和23年法律第205号）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）に規定する構造設備基準に適合すること。